

📌 今月のポイント

生活道路の法定速度は時速30キロ
～2026年9月1日施行～

道路交通法施行令の改正により、2026年9月1日より、生活道路における自動車の法定速度（法令で定められた最高速度）が、時速30キロに引き下げられます。今回は、この改正内容についてご紹介します。

生活道路とは

本号でいう生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない道路のことをいいます。

この生活道路における自動車の法定速度が時速30キロメートルに引き下げられます。

なお、道路標識や道路標示で最高速度が指定されている場合は、その速度が最高速度となります。例えば、時速20キロメートルの標識がある道路では、時速20キロメートル、時速40キロメートルの標識がある道路では時速40キロメートルが最高速度となります。

下表に、2026年9月1日以降の道路別（高速自動車国道はトラックの種別）の法定速度を掲げましたので、あらためて法定速度の確認をしておきましょう。

【一般道路・自動車専用道路の法定速度】

生活道路	時速30キロ
生活道路以外の一般道路	時速60キロ
自動車専用道路	時速60キロ

【高速自動車国道の法定速度】

大型トラック	時速90キロ
特定中型トラック	時速90キロ
特定中型以外の中型トラック	時速100キロ
準中型トラック	時速100キロ
普通トラック	時速100キロ
トレーラ	時速80キロ

※特定中型トラックとは、車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上のトラックをいいます。

※非分離式対面通行の高速自動車国道の場合は、トラックの種別を問わず、法定速度は時速60キロです。

生活道路走行時の留意点

大型トラックや中型トラックが生活道路を走行するケースは少ないと考えられますが、宅配便などを扱う準中型トラックや普通トラックの場合、お客様施設等の付近に生活道路がある場合などは生活道路を走行するケースが少なくありません。

そのため、生活道路を走行する頻度の高い事業者は、特に今回の法改正については周知徹底を図る必要があります。

なぜなら生活道路を従来の法定速度制限である時速60キロメートル（時速30キロメートルの速度超過）で走行した場合は違反点数が6点となり、それだけで免許停止処分となるだけでなく、反則金は適用されず、「6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金」という刑事処分を受けます。



事業者の皆さまへ

生活道路における速度超過運転を防止するために、事業者の皆さまには、特に次のことが求められます。

- 業務開始前点呼における必要な指示
 - ・運行経路における生活道路の有無を確認する
- 運転者への指導監督指針に基づく指導
- 運行経路、運行時間の見直し

【具体的な指示・指導の内容】

- 生活道路に入ったら、標識等で速度が指定されていないかどうかを確認する（指定がない場合は時速30キロ）。
- 走行中は、こまめに速度計で速度をチェックする。
- 時速60キロの幹線道路から生活道路に入ったときは、特に注意して速度をチェックする。
- 業務終了時の点呼において、生活道路を走行した時間帯での速度を運転者と一緒に運行記録計で確認する。